

リアリスティックー発合格松本基礎講座

開講直前ガイダンス

オリエンテーション講義

～効果的な授業の受け方～

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

リアリスティック一発合格松本基礎講座
—松本 雅典—



開講直前ガイダンス
「オリエンテーション講義
～効果的な授業の受け方～」

実施済みガイダンス

- ① 仕事・就職・収入(合格後)
- 優先順位3 ② 試験制度
- 優先順位2 ③ 勉強法
- 優先順位1 ④⑤ 民法の全体像

実施済みガイダンス視聴方法(ネット)

- ①司法書士試験超短期合格法研究ブログ
／松本の無料動画
http://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga
- ②Tatsumi YouTube Channel
<http://www.youtube.com/user/tatsumiTV001/videos>
- ③辰巳ストリーミングチャンネル
<http://r-tatsumi.com/st/shihoshoshi-nyumon/?group=normal>

本日の話しの流れ(=1週間の流れ)①

【木曜日に1コマ(※), 日曜日に2コマ聴く方】
※コマ:講義1回分(約3時間)

予習 講義 復習

予習 予習 講義 講義 復習 復習

本日の話しの流れ(=1週間の流れ)②

【土日で3コマ聴く方】

予習 予習 予習

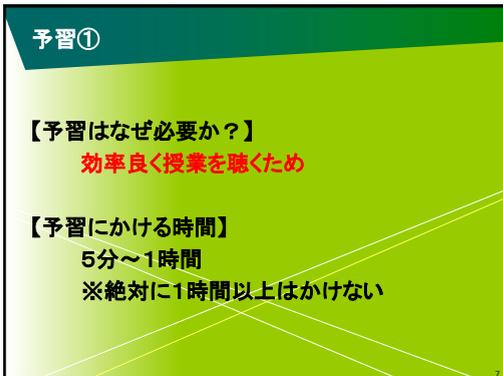
講義 講義 講義 復習 復習 復習

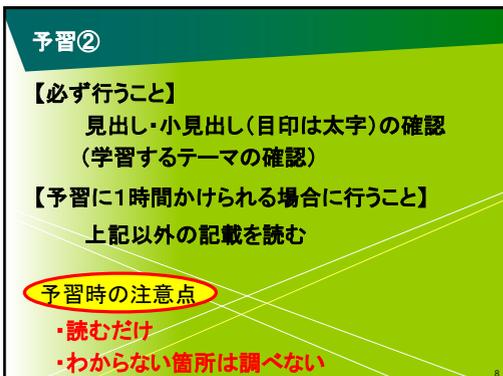
通信で受講される方

【通信で受講される方の講義視聴ペース】
1週間に3コマ(※)のペースを守っていただければ、どのような視聴ペースでも構いません。
ex1. 月・水・金に視聴する
ex2. 土日にまとめて視聴する

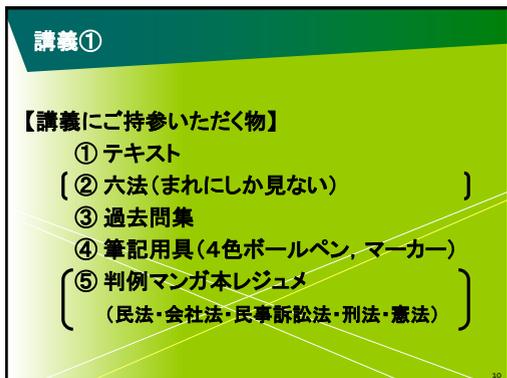
※ご受講開始時期により、視聴ペースが異なります。**4月初旬～中旬に聴き終えるのを絶対**にさせていただき、それに合わせて「1週間に4コマ」「1週間に5コマ」と計画を立ててください。

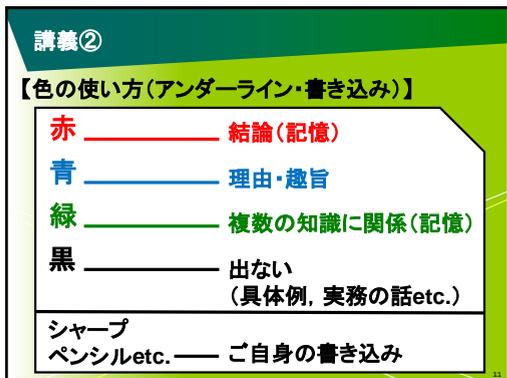












講義③

【ランク付け】(赤のアンダーライン・書き込みのうち)

- ・Aランク…頻出 **合格レベルの受験生**
- ・Bランク…出る **の方は落とさない**
- ・Cランク…合格レベルの受験生の方でも、
正解できる方と正解できない方
に分かれる
- ・Dランク…出ない(不要)

注意点 Cランクは不要ではない
→どれくらい拾えるかが勝負になる可能性あり

講義④

【講義中のメモ】

1. テキストに書き込んだものは必ず写す
2. 口頭で申し上げることは、メモしておきたい話があればメモする

∴すべての方がテキストに書き込む必要がある事項は1.に含まれる
(講義中に書き込む)

~~口頭で申し上げることをすべてメモする~~
絶対に行わない

講義⑤

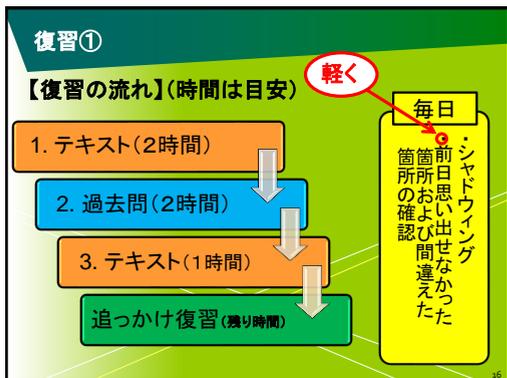
【録音】

~~「録音があるから後で聴き直せばいい」~~
→ やむを得ず聴き逃した部分、および、どうしても聴き直したい部分のみ聴き直す

⑩10:00 第1節 権利能力
1 意義 **このように書き込んでおく**

※移動中や家事の際など、テキストなどを開けない時に聴き直すのはOK(推奨)







復習③

【1. テキスト】

- ・理解重視で読み進める
- ・できればアウトプットもする
(すぐに答えを見ないで少し考える)
- ※基本的に六法は引かない
 : シヤドウィングで六法を読む

復習④

【2. 過去問】

- ・毎回の講義終了後、1度テキストを復習したら、必ず指定された過去問を解く
(理由)
 1. どこがどのように問われるのかを確認する
 2. できないからこそ解く(法律は0からのスタート)
- ・回す回数・正答率に拘らない
(理由)
 1. 形を変えて出る
 2. 過去問知識の2つを組み合わせて出る

復習⑤

- ・その肢の正誤を判断する根拠となるテキストのページに戻る ※方法は次のスライド参照
- ※1問解くごとに、この作業を行う
- ※少し探しても見つからなければ講座専用ブログを見る
(目的)
 1. どの知識がどの程度出ているか・出していないかを確認する
 2. 講義と同じ箇所に線が引けたかを確認する(同じ箇所に引けていればその知識が自分のモノになっている)

復習⑥

テキスト

ただし、相手方が冗談やウソであることを知っていた場合または知ることができた場合は、無効となります(民法93条ただし書)。(3-8-ア)

過去問

(H3[午前]第8問)

ア 甲が真意では買い受けるつもりがないのに、乙から土地を買い受ける契約をした場合において、乙が注意すれば甲の真意を知ることができたときは、売買契約は無効である。

復習⑦

- ・解説から答えを考える

テキスト

- 解説は基本的に「テキスト未掲載の知識」であるときに利用する

- ・重要度・難易度・決め肢ではなく、松本の指示で
- ごく一部のDランク肢以外すべて必要

復習⑧

【3. テキスト】

- ・アウトプット重視で読み進める(すぐに答えを見ないで考える)※アウトプットの方法は次のスライド参照
- 講義で赤線または緑線を引いた箇所および赤または緑で書き込んだ箇所をアウトプット
- 一字一句
- 肢の正誤を判断できる程度にポイントをアウトプットできればOK

- ・思い出せなかった箇所に、「」の印をつけておく

復習⑨

【問題形式(設例など)でない箇所】

アウトプット①

1 定款変更
1. 決議要件
定款変更には、原則として株主総会の特別決議が必要である(会社法466条, 309条2項11号)。

アウトプット②

24

復習⑩

【追っかけ復習】

- ・追っかけ復習の目安は、後記参照
- ・復習方法は、【3. テキスト】の方法で

25

復習⑪

【シャドウイング】

条文シャドウイングを毎日の学習開始時に行う(15分程度)

(不動産登記法・商業登記法は申請書シャドウイングを行う)

- ①対象は講義で進んだテキストのページ内の条文(講義終了時に指定)
- ②できれば、
「1日目1倍速→2日目2倍速→3日目1倍速」
※通勤・通学時間、家事の時間など、テキスト・過去問集を開けない時間に音声データを聴く

26

復習⑫

【シャドウイング】

① 初期段階

「1項」など、区切りのよいところまで音声データを聞いて、停止してから音読する

民法1条(基本原則)

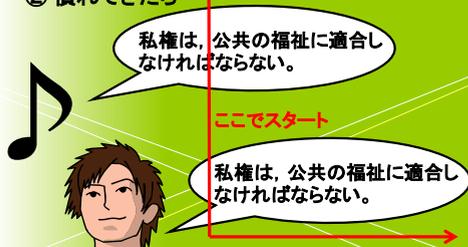
- 1 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、これを許さない。

27

復習⑬

【シャドウイング】

② 慣れてきたら



私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

ここでスタート

私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

28

講座専用ブログ

29

講座専用ブログ

講義終了後、過去問を解いたら**必ず**チェックする

- ・テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
- ・すべての肢についてテキストの根拠ページを記載
- ・解き方や一部の肢の解説

※他の受講生の方のご質問・ご相談(コメント)も見る

30

**最も重要なこと
(ノルマ達成の発想)**

31

日々の勉強で絶対に守ること

絶対のルール

週3コマ(※)のペースを守り、3月末(通信の方は4月初旬)に講義をすべて聴き終わるようにする
※開始時期によっては、「週4コマ」などになる場合あり

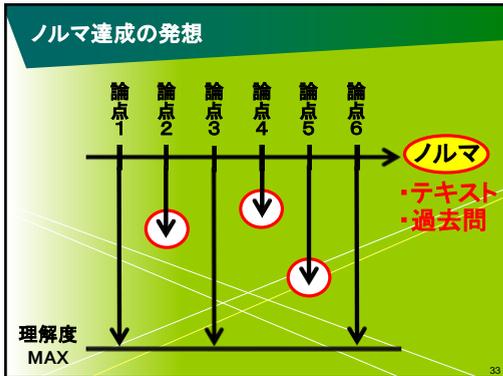
↓

理解できないことがあっても、進む

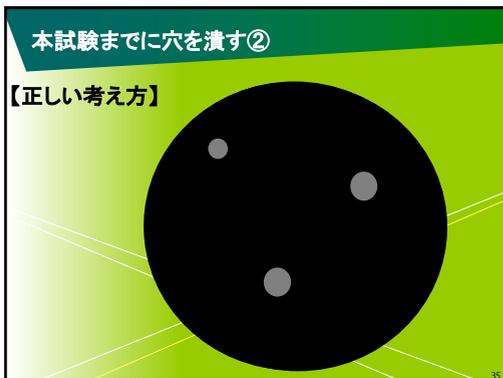
↓

小さな諦めを積み重ねなければ、
大きく諦めることになってしまう

32

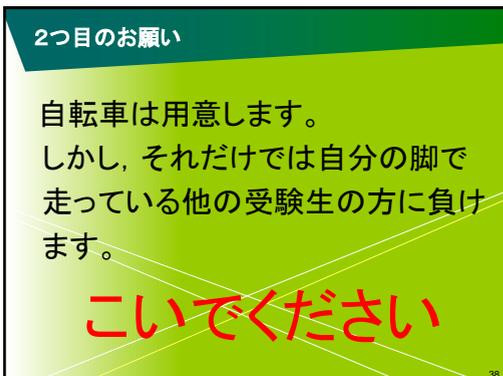












1週間のスケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
1							

1 追っかけ復習の目安

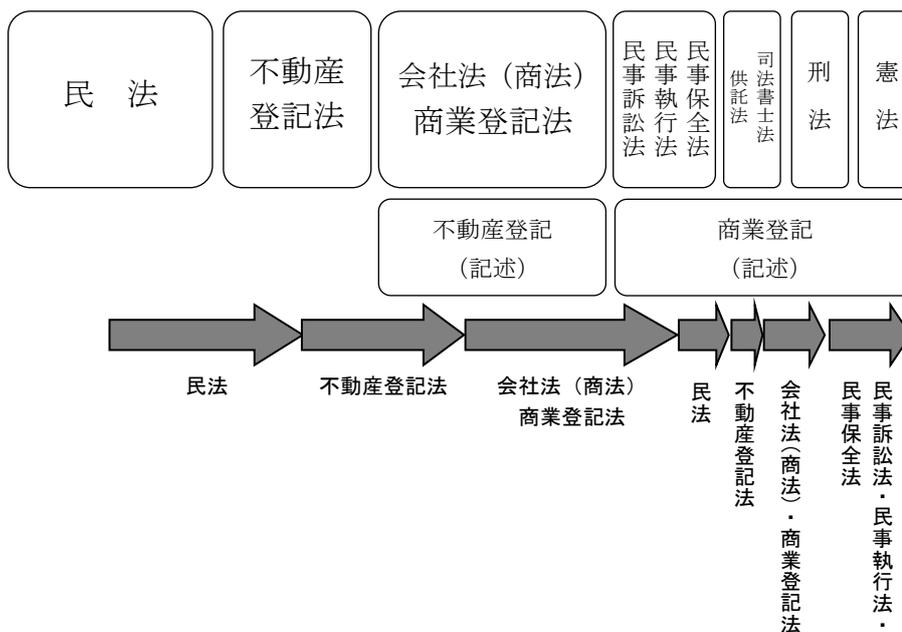
講義の進行に合わせて「テキスト→過去問→テキスト」の復習をすることは最低限必要ですが、それに加えて、「追っかけ復習」も行ってください。

追っかけ復習では、「アウトプット中心のテキストの復習」を行ってください。以下に示す追っかけ復習の例をこなしても余裕がある方は、講義終了時までにもう1回し過去問を回していただいてもけっこうですが、余裕がない方はテキストの追っかけ復習のみにとどめてください。

以下に、**最低限**は行っていただきたい追っかけ復習の例を示します。以下の例は、全講義終了までに、講義の進行に合わせての復習以外に主要4科目を2回、民事訴訟法・民事執行法・民事保全法を1回の追っかけ復習をしていただくものですが、これ以上の追っかけ復習が可能な方はさらに回数を増やしてください。たとえば、講義終了時にまでに、主要4科目は5回、マイナー科目も刑法・憲法を除き3回ほど追っかけ復習をされる方は、毎年何名もいらっしゃいます。兼業の方でも何名もいらっしゃいます。

【主要4科目を2回、民事訴訟法・民事執行法・民事保全法を1回の追っかけ復習をする例】

※人によってご受講開始時期が異なりますので、「7月に民法」などではなく、科目の進行に合わせて追っかけ復習のペースを記載しています。



上記のように、各科目の追っかけ復習の大枠のスケジュールを決めたら、次は、専業受験生の方は1日にテキストを何ページ、兼業受験生の方は1週間にテキストを何ページ(※)進める必要があるかを算出してください。来年の本試験まで同じですが、テキストのページ数で計画を立てていくことになります。

※専業受験生の方は日単位、兼業受験生の方は週単位で学習計画を立ててください。兼業受験生の方は、仕事のある日とない日で大幅に学習時間が異なると思います。そこで、1週間で区切れば1週間ごとの学習時間は大体同じになると思います。よって、週単位で考えてください。それに対して、専業受験生の方は、1日単位で区切っても学習時間が均等になりますので、日単位で考えてください。

2 日々の学習・生活面

様々な書籍で薦められている日々の学習や生活習慣について記載します。ただし、みなさん一人一人で生活リズムも異なりますし、これまでの受験勉強の経験で「これが自分に合っている」というものもあると思います。

そこで、参考程度にお読みいただき、何か採り入れてみたいと思うものがありましたら、採り入れてみてください。

※基本的に1日の始まりから就寝までの順序で記載しています。

1. 起床後

起床後すぐには脳が動かないため、脳の準備体操をしたほうがよいです。脳の準備体操は、たとえば、以下のことがよいといわれています。

① 軽めの運動をする (ex. 10～30分程度のランニングまたはウォーキング)

脳と運動神経はつながっていますので、体を動かすことは脳の準備体操となります。

② 音読 (本講座の受講生の方の場合はシャドウィング)

③ 家族との会話

②と③に共通するのは、「声を出すこと」です。単にテレビの音声を聴くことなどでは受動的な行動なので脳の準備体操にはなりません。声を出すことは能動的な行動です。一度脳で考えなければならぬので、脳の準備体操となります。

④ 料理

料理も頭を使いますので、脳の準備体操となります。

上記のいずれかで脳の準備体操をした後は、「前日の軽い復習」から始めてください。「テキストのうち前の日に思い出せなかった箇所」(余裕があれば「前日に判断を間違えた過去問の肢」も)をサラッと見る程度(10～30分程度)で結構なので、確認してください。それでだいぶ記憶の定着が変わります。

2. 出勤(登校)前の学習【兼業受験生の方のみ】

できれば、出勤(登校)時間の2～3時間前に起床して、出勤(登校)前に学習時間を設けてください。帰宅後は疲労がたまっているため、集中力が落ちてしまう方が多いです。

3. 移動時(電車やバスの中)

移動中は周囲の雑音などがありますので、どうしても集中力が落ちます。そのため、テキストを読んでも集中できず、場合によっては眠ってしまうかもしれません。

そこで、移動中は問題(過去問)を解く時間に充ててください。問題を解くことのほうが、集中しやすいです。

なお、満員電車などで問題(過去問)を解くことができない場合は、音声を聴いてください。聴く音声は、講義の録音か、条文または申請書のシャドウィング用音声データです。

4. 仕事や授業の合間の細切れ時間【兼業受験生の方のみ】

昼食後の休憩時間、取引先で待たされている時間など、細切れ時間ができたら勉強してください。数分しかない場合は、テキストを読むことは難しいので、問題(過去問)を1問解くなど数分でできる勉強をしてください。

cf. 脳内勉強

テキストや問題を開けない環境でも、頭の中で「あの項目の例外を3つ思い出してみよう」などと頭の中で考えるだけでも勉強（アウトプット）になります。俗に「脳内勉強」といわれる方法です。

ex. テキストのうち記憶したい数ページをコピーして胸ポケットに入れ、

「頭の中で思い出してみる

↓

胸ポケットのコピーを取り出せる環境になったら取り出して確認する」

これができるようになると、時間をかなり有効に活用できます。

5. 机に向かった学習時

(1) 学習場所

「テキストのアウトプット」をする時、重要部分（赤・緑のうちポイントとなる部分）はできれば声に出してアウトプットしていただきたいので、自宅など声を出せる場所が理想です。しかし、自宅で学習できない方は、自習室などでも構いません。仕事が終わって自宅に帰ると、疲れがドッと出て勉強ができなくなってしまうので、会社近くのカフェで学習するといった方もいらっしゃいます。

ただし、自宅以外で学習する場合でも、シャドウイングでは声を出す必要がありますので、シャドウイングは自宅など声を出せる場所で行ってください。

(2) 休憩

「1時間に1回休憩する」などと決めずに、集中力が切れてきたと感じたら（ex. 勉強と関係のないことばかり考えてしまう）、たとえ学習開始から30分しか経っていなくても休憩してください。

なお、1日に2～3回、集中力が2～3時間途切れない「試験モード」のような時間がくるのが一般的です（私は1日に2回きます）。この試験モードに入った場合は、特に途中で休憩を取らないようにしてください。試験モードはその波に乗ったほうがよいからです。一度休憩してしまうと、試験モードに戻せなくなります。

6. 就寝前

就寝前は記憶モノをしたほうがよいといわれていますが、この試験はほとんどが記憶モノですので、「就寝前に特にこれをするべきだ」というものではありません。

7. 睡眠

睡眠は必ずとってください。睡眠中に記憶の整理をし、長期記憶になります。起床中は多数の情報が入ってきますが、睡眠中は新たな情報が入ってきません。よって、睡眠中に、起床中に得た情報の整理がされます。

8. その他

ご自身が集中力が低くなると感じている時間は、問題（過去問）を解く時間に充ててください。

ex. 一般的には食後は集中力が低くなりますので、食後に問題（過去問）を解いてください。

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）		
一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）	
ネットメディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【新刊】

『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』自由国民社

2018年6月1日発売予定

- ・試験勉強の開始に聞きたい言葉
- ・自分がしている勉強に迷ったときに聞きたい言葉
- ・上手いかわなくなったときに聞きたい言葉
- ・直前期に聞きたい言葉
- ・試験当日に聞きたい言葉

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335